

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県員弁郡東員町

2 構造改革特別区域の名称

東員すこやか給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

三重県員弁郡東員町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は、三重県の北端部に位置し、四日市市、桑名市、いなべ市員弁町及び大安町に接し、中央やや南には員弁川が東西に貫流し、途中から戸上川、藤川、弁天川、山神川、養父川、三孤子川を合わせて、桑名市に流下しています。西方には鈴鹿セブンマウンテンなどの山々がみられ、北部は養老山地から続く丘陵地でありここを開発したゴルフ場、住宅団地で形成されている。南部は員弁川南側に広がる平野と、丘陵地が東西に走っています。中部は南北両側の丘陵地にかこまれるように、員弁川の低地が桑名市方向へ続いています。総面積は、22.66km²で、東西に約5km、南北に7.3kmとなっています。

昭和29年11月3日に、神田村、稲部村、大長村の3カ村が合併して東員村となり、翌30年2月1日に久米村大字中上地区を編入、そして昭和42年4月1日に町制を施行し、現在に至っています。

気候は平均気温15.2℃であり比較的過ごしやすく、降水量も年間1,048.5mmと、農作物の栽培に適した条件を備えています。(平成17年のデータより)

本町の人口は、北部住宅団地(ネオポリス)の完成を控えた昭和50年(1975年)の770人、国勢調査結果)以降急激な伸びを示し、昭和60年では18,949人、平成7年には26,235人と2倍以上の人口規模へと増加しています。

また、世帯数も同様に50年が2,507世帯(国勢調査結果)であったのが60年に4,727世帯、平成7年には7,074世帯へと増加しています。

なお、平成17年国勢調査速報の人口は25,895人、世帯数は8,09

8世帯となっています。

地域産業としては古くは純農村地帯の町であったが、急激な人口増加に伴い、小規模農家が減少しており、商業、工業の町に生まれ変わりつつあります。

また、東海環状自動車道東員インタ - (仮称) の建設も始まっており、産業構成については、今後、さらに大きく変わることが予想されます。

さらに、子どもをとりまく環境が大きく変化し、子育てに対するニーズの多様化が進んでおり、乳幼児からの「心の育ち」を含め、保育、教育への関心と期待が一層高まるとともに、保育園・幼稚園が子どもの豊かな人間形成の基礎づくりを行ううえで、ますます重要になっています。

このような社会の変化に対応するため、保育園・幼稚園においても従来の役割に加えて、家庭や、地域社会と連携した、地域の子育て支援機関としての役割を担った事業を実施していくことが求められています。

本町では、このように多様化した保育ニーズに対応するため、保育園では一時保育、0歳児保育、障害児保育、長時間保育など、さまざまな事業に取り組んでいます。

また、本町では施設整備に取り組んでおり、平成11年4月に神田幼稚園、東員保育園の合築園舎の開園、平成17年4月から三和幼稚園、みなみ保育園の一体化施設の開園を実施してきました。

さらに、平成17年度には稲部幼稚園、いなべ保育園の合築園舎の建設、平成18年度には城山幼稚園に保育園機能を持たせることとしており、町内の5園の保育園のうち、4園について一体化した施設整備が完了します。

しかし、その施策は、まだ十分でなく、地域の子育て支援や幅広いニーズに対応できるよう、より一層の保育内容、教育内容の充実に努めるとともに、地域に開かれた保育園・幼稚園にする必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

幼保合築園舎の建設に伴い、施設を共有、供用し、同じ体験、同じ就学前教育を受けているにもかかわらず、保護者の就労状況等家庭環境が異なるという理由により、同年齢でしかも隣同士で仲の良い子どもが保育園児、幼稚園児となってしまいます。町内の合築施設においては、幼稚園児は直営の学校給食センターからの給食、保育園児は自園での給食を食しております。

しかし、幼稚園の給食を保育園の調理室で調理するには面積的に狭く、すべての給食を調理することは困難な状況です。

従って、3歳児から5歳児について、学校給食センターからの給食を受け入れ、食事の統一をすることにより、同じ時間に、同じ給食を楽しく食することが可能となり食育の充実に図ることができます。

6 構造改革特別区域計画の目標

町内の保育園児、幼稚園児の3歳児から5歳児までが同一の給食を食すことにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育の充実を図ると共に、就学前教育の更なる充実を図ることができます。

また、少子化が進行し、幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくく、さらには幼児期は人間形成の基礎づくりにおいても重要な時期であり、集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切であると考えています。そこで、幼保合築園舎の建設を実施し、幼稚園児、保育園児が統一のカリキュラムにより指導、教育を行い、子どもたちの豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とするとともに、保護者の子育てへの不安を解消することを目的とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保育所の給食を、直営する学校給食センターから搬入することにより、賄材料費の統一、消耗品費、光熱水費の削減を図ることができるとともに、給食時の配膳、食器等の返却についても幼稚園児、保育園児を区別する必要がなくなり、最も忙しい時間にこれらの業務が軽減されるため、ゆとりある給食指導が可能となります。

また、児童にとっては、3歳児から5歳児について、学校給食センターからの給食に統一することにより、同じ時間に、同じ給食を楽しく食することとなり、食育の充実を図ることができます。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

{ 学校給食における保、幼、小、中一貫食育の推進 }

保育所の給食を外部搬入方式にすることで、保、幼、小、中の一貫教育を実施するなかで、一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る等、子ども達の健やかな成長を育むことを推進します。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

東員町内の町立保育所 東員^{とういんほいくえん}保育園 いなべ保育園 みなみ保育園
城山^{しろやまほいくえん}保育園（仮称 平成19年4月開園予定）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

東員町

(2) 事業の区域

東員町の全域

(3) 事業の実施期間

平成18年4月1日から

(4) 事業内容

現在、保育所で行っている調理業務について、直営の学校給食センターで調理し運搬する外部搬入方式に変更します。

構造改革特別区域計画の認定後直ちに、学校給食センターときめ細かく打合せを行い、町内の3歳児から5歳児の保育園児の給食を受け入れます。

5 当該規制の特例措置の内容

公立保育所の給食の外部搬入を実施するにあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠される「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成16年3月29日付け雇児発第0329002号）」における留意事項を遵守し、以下の様な措置を講じることとします。

各保育所には、専用の調理室があり、加熱設備としてオープンレンジ、ガステーブル、保存用として冷蔵庫、冷凍庫、配膳用に配膳台が完備され、食器消毒保管庫とともに各種調理器具も揃っているため、再加熱や冷蔵、冷凍が可能である。

また、体調不良児の給食の対応については、各施設とも医務室を備え保護者、

園医等と綿密な相談体制をとっていますが、未満児の給食は自園で調理していることから、体調に合わせ保育園で調理した給食を食する事とします。

食物アレルギー児については、入園時に実施する聞き取り調査を踏まえ、保護者、園医、保育士との協議により除去食を決定し、学校給食センターで除去調理したものを別容器で搬送し、調理員、保育士、栄養士が食事の内容物を確認し、食事の提供を行います。

衛生管理については、毎年度行われる保健所の衛生指導監査に従った施設改善及び職員の健康診断を中心した衛生管理に取り組むものとします。

また、学校給食センターについてはドライ方式による調理を実施していますが、外部から直接汚染物が混入しないよう安全衛生確保に努めるとともに調理員の毎月の検査、健康管理にも十分配慮し業務にあたります。

食事の内容は、原則は学校給食と同じとしますが、発達年齢に応じて内容に工夫を凝らし味、量、固さ大きさ等食感としてとらえられるよう配慮し調理を行います。

保育園給食が同じ食材を購入することにより経費の節減を図るとともに、調理方法等にも工夫をこらし、同一食材、同一献立として食事の提供を行います。

また、配送方法については、学校給食センターの配送車を利用します。これにより、各保育園とも調理後一時間以内で配送することが可能となります。温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で提供できるよう保温食缶を利用し、その他については、洗浄消毒された容器に移し、保冷した状態で専用コンテナを利用し衛生面に配慮した配送を行います。

保育所に運ばれた給食は、保育所内の機器を利用し保管、配膳を行い食事の提供を行います。

今回の特区申請により、本計画の目的でもある町内の保育園児、幼稚園児の3歳児から5歳児までが同一の給食を食すことにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み食を嘗む力の基礎を培う食育の充実を図ると共に、就学前教育の更なる充実を図ります。

各施設受入児童数

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
東員保育園	26	16	25	67	
いなべ保育園	5	8	3	16	
みなみ保育園	13	9	11	33	
城山保育園(仮称)	7	5	4	16	
合計	51	38	43	132	

給食設備の面積及び内容

区分	東員保育園	いなべ保育園	みなみ保育園	城山保育園（仮称）
調理室面積	105.9㎡	36.332㎡	51.98㎡	㎡
設備内容	調理台 4台 配膳台 7台 冷蔵庫 2台 冷凍庫 2台 回転釜 2台 オープンレンジ 1台 食器消毒保管庫 1台	調理台 2台 配膳台 2台 冷蔵庫 2台 冷凍庫 2台 回転釜 オープンレンジ 1台 食器消毒保管庫 1台	調理台 2台 配膳台 3台 冷蔵庫 1台 冷凍庫 1台 回転釜 1台 オープンレンジ 1台 食器消毒保管庫 1台	調理台 配膳台 冷蔵庫 冷凍庫 回転釜 オープンレンジ 食器消毒保管庫

食事の時間と内容

年齢	基本内容	時間	おやつ
3歳から5歳児	完全給食 副食＋一汁二菜	11:30から12:30まで	おやつについては保育園での調理

栄養所要量

年齢	エネルギー kcal	蛋白質 g	脂肪 g	カルシウム mg	鉄 mg	VA IU	VB1 mg	VB2 mg	VC mg
3歳から5歳児	540	18.0	15.0	250	2.5	500	0.20	0.30	17

アレルギー食

医師の診断により、除去食対応食品は食品の栄養価に応じて他の食材を使用する。

食育プログラム

目標：食への関心を育み食を嘗む力の基礎を培う子どもを育てる

給食も保育、教育の一環です

基本的な生活習慣を確立するには、規則正しい食事のリズムを整える事が重要です。

「食」を文化としてとらえ、特別な行事等で食する行事食は文化の継承となり、地域の地産地消を支えることとなります。

安全性を考えます

安心、安全な食品を提供することはもちろんのこと、食品添加物、輸入食品、遺伝子組み換え食品、加工食品等は子どもたちを健康に育てるため使用せず地産地消の推進を前提に安全な食材を使用します。

(1) 旬の食材がわかる

近年は、栽培技術の進歩により一年を通じて色々な食材が手に入りますが、旬のものが栄養的にも優れているため、これらの食材を提供します。

(2) 偏食をなくする

好き嫌いをなくし、基本的な生活習慣の確立を推進します。

(3) 体にとってよいもの

子どもたちの体の成長にとって、安心安全な食材を提供し望ましい食生活を身につけさせます。

(4) 食べることに興味を持たせる

自分たちで栽培した野菜等を食材とした使用することにより、食に対する関心を持たせます。

給食センター配送スケジュール

配送車 5 台で配送

A号車

10:55 配送 → 稲部小学校(11:10) → 三和小学校(11:20) → 東員第二中学校(11:35)

B号車

10:50 配送 → 城山小学校(11:00) → 東員第一中学校(11:15)

C号車

10:45 配送 → 神田小学校・神田幼稚園・東員保育園(11:55) → 笹尾西小学校(11:10) → 笹尾東小学校(11:20)

D号車

10:15 配送 → 三和幼稚園・みなみ保育園(10:35) → 稲部幼稚園・いなべ保育園(11:30)

E号車

10:15 配送 → 笹尾幼稚園(10:30) → 城山幼稚園・城山保育園(仮称)(10:40)

13:30 回収 同一コース

14:30 食器洗浄

16:00 消毒